

## 恵庭市焼却施設高反応消石灰購入事業について

### 1 概要

令和2、3、4年度に購入した恵庭市焼却施設高反応消石灰について、令和2年度は予定価格及び実際の購入額が、令和3、4年度は予定価格が「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについては議決が必要にもかかわらず、議会の議決を経ずに購入していたことから、総務課及び管財・契約課と協議し、議決(追認)の必要性を確認。

### 2 判明した経緯

◆他の自治体における同様の事案の報道を受け、過年度(過去10年程度)も含めて契約及び支出状況を確認したところ、焼却施設の稼働が始まった令和2年度から焼却施設の排ガス中の有害物質を除去するための薬品である高反応消石灰の購入にあたり、予定価格が2,000万円を超過していたことを確認。

◆焼却施設の運転状況を確認しながら薬品の使用量を調整した結果、実際の購入額で2,000万円を超過したのは令和2年度のみであり、令和3年、4年については下回っていた。

◆このような運転状況を受け、令和5年度は予定価格においても2,000万円を下回っており、令和6年度からは長期包括的委託を締結していることから、議決案件とはなっていない。

### 3 購入の目的

焼却施設の排ガス中の有害物質を除去するためであり、使用量を目安として設けるものの発注にあたっては、3,000kg~3,500kgとしており、都度発注することから単価契約としている。

### 4 予定価格等

全て単価契約となっているため、予定価格は起工時のものである。

- ・令和2年度 予定価格 27,588,000円
- ・令和3年度 予定価格 23,017,500円
- ・令和4年度 予定価格 23,017,500円

### 5 要因と対策

薬品費の購入が、単価契約かつ原材料費での対応となっていたことから、財産の取得として議決を経る必要性を、課内(令和2年度計画調整課、令和3、4年度廃棄物管理課)で認識していなかった。契約時に限らず、予算要求時における該当可能性の確認を徹底する等一定額以上の契約案件について整理する。